

## 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。ただし、センター職員を兼務し、センターと間で雇用契約を結び、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター職員就業規程の適用を受ける者を除く。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とする。

3 常勤役員には、毎月役職手当及び通勤手当を支給することができる。また毎年6月及び12月に期末手当を支給することができる。

4 評議員及び非常勤役員は無報酬とする。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員の報酬月額」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定める。

2 常勤役員の役職手当及び期末手当の支給額は、別表第2「常勤役員の役職手当支給月額」及び別表第3「常勤役員の期末手当支給額」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定める。

3 常勤役員の通勤手当の計算方法及び支給方法は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター給与等規程（以下「給与等規程」という。）の例による。

### (報酬等の支給日等)

第5条 報酬等の支給日、支給方法及び報酬等から控除する額等支給に関する詳細は、給与規程の例による。

### (費用)

第6条 役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、センター職員の例により、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(予定)

別表第1 常勤役員の報酬月額

60万円までの範囲内
------------

別表第2 常勤役員の役職手当支給月額

報酬月額×100分の25の範囲内
------------------

別表第3 常勤役員の期末手当支給額

基準日在職の常勤役員の報酬月額×3.0の範囲内
-------------------------